

一般財団法人たんぽぽの家定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般財団法人たんぽぽの家と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人はアートやケアにかかわる活動を通して、ソーシャルインクルージョンの考えを基本に社会がかかえる課題を解決することによって、社会をよりよいものへと変革し、誰もが生きやすい共生の社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害のある人をはじめ、社会的に弱い立場にある人たちの表現の発信
- (2) 市民の文化力を高めるための展覧会やワークショップ、セミナー等の開催
- (3) アートやケアに関する調査研究の推進
- (4) アートやケアに関する事業の企画運営、コンサルティング事業
- (5) アートやケアに関する地域交流、国際交流、ネットワークづくり
- (6) アートを仕事につなげるソーシャルビジネス事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

3 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事

長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置く。また、定款を主たる事務所に備え置く。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員5名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会にて行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等以内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の補欠の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議長及び出席した評議員の中から選出された2名が、議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上9名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を行ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- (決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 31 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 32 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 33 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 34 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事（理事長）は播磨靖夫とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

石川久仁子

一坂正和

宇尾野久美恵

岡部太郎

川上文雄

柴崎由美子

成田修

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	3,000,000 円

貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	23,691,286	9,131,987	14,559,299
当座預金	378,023	201,929	176,094
普通預金	23,263,263	8,880,058	14,383,205
小口現金	50,000	50,000	
未収金	12,202,893	10,799,630	1,403,263
前払金	781,231	243,210	538,021
商品	4,016,022	3,224,338	791,684
仮払金	150,000		150,000
立替金	29,899	96,690	-66,791
流動資産合計	40,871,331	23,495,855	17,375,476
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	1,000,000	1,000,000	
基本財産合計	1,000,000	1,000,000	
(2) 特定資産			
(3) その他固定資産			
什器備品	1	1	
敷金	12,000	12,000	
その他固定資産合計	12,001	12,001	
固定資産合計	1,012,001	1,012,001	
資産の部合計	41,883,332	24,507,856	17,375,476
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,570,365	4,258,673	-2,688,308
未払法人税等	71,000	94,200	-23,200
前受金		1,500,000	-1,500,000
預り金	858,243	734,288	123,955
短期借入金	27,600,000	8,600,000	19,000,000
仮受金	539,990		539,990
流動負債合計	30,639,598	15,187,161	15,452,437
2 固定負債			
負債の部合計	30,639,598	15,187,161	15,452,437
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
2 一般正味財産	11,243,734	9,320,695	1,923,039
正味財産の部合計	11,243,734	9,320,695	1,923,039
負債及び正味財産合計	41,883,332	24,507,856	17,375,476

正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益			
事業収益	32,372,201	47,487,087	-15,114,886
売上高	15,953,688	22,160,043	-6,206,355
受取補助金等			
受取国庫補助金	14,000,000	11,000,000	3,000,000
受取地方公共団体助成金		300,000	-300,000
受取民間助成金	11,100,000	13,280,000	-2,180,000
受取負担金			
受取負担金	150,000	566,427	-416,427
受取寄付金			
受取寄付金	6,498,130	2,354,998	4,143,132
雑収益			
受取利息	558	26,055	-25,497
雑収益	1,769,772	1,656,261	113,511
経常収益計	81,844,349	98,830,871	-16,986,522
(2) 経常費用			
事業費			
仕入高	6,146,289	6,642,555	-496,266
臨時雇賃金	186,125	216,390	-30,265
旅費交通費	1,358,055	9,469,652	-8,111,597
通信運搬費	1,265,116	2,497,347	-1,232,231
消耗品費	638,405	1,700,094	-1,061,689
印刷製本費	1,303,722	5,759,303	-4,455,581
燃料費	1,372	13,685	-12,313
賃借料	587,463	2,338,697	-1,751,234
保険料	17,100	22,246	-5,146
諸謝金	3,290,523	2,961,361	329,162
租税公課	83,850	208,610	-124,760
支払寄付金	70,000	600,000	-530,000
委託費	24,516,893	21,897,691	2,619,202
会議費	141,710	1,579,077	-1,437,367
雑費	473,709	506,362	-32,653
管理費			
給料手当	27,988,603	26,576,986	1,411,617
臨時雇賃金	349,323	416,427	-67,104
福利厚生費	3,314,232	2,814,808	499,424
会議費	87,060	156,032	-68,972
旅費交通費	60,340	483,588	-423,248
通信運搬費	28,257	53,322	-25,065
消耗品費	121,893	303,188	-181,295
印刷製本費	120,000	278,052	-158,052
燃料費	35,575	66,704	-31,129
賃借料	1,604,164	2,096,227	-492,063
保険料	158,150	153,670	4,480
租税公課	3,013,897	1,598,900	1,414,997
委託費	2,285,306	4,387,415	-2,102,109
支払利息	233,270		233,270
雑費	369,908	602,309	-232,401
経常費用計	79,850,310	96,400,698	-16,550,388
評価損益等調整前当期経常増減額	1,994,039	2,430,173	-436,134
評価損益等計			

正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
当期経常増減額	1,994,039	2,430,173	-436,134
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
税引前当期一般正味財産増減額	1,994,039	2,430,173	-436,134
法人税、住民税及び事業税	71,000	94,200	-23,200
当期一般正味財産増減額	1,923,039	2,335,973	-412,934
一般正味財産期首残高	9,320,695	6,984,722	2,335,973
一般正味財産期末残高	11,243,734	9,320,695	1,923,039
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	11,243,734	9,320,695	1,923,039